

令和2年度
亀岡市こどものあそび環境整備業務

公募型プロポーザル
実施要領

令和2年11月

亀岡市

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
3	実施形式	1
4	日程	1
5	参加資格	2
6	参加申込の手続き	2
7	質問の受付及び回答	3
8	企画提案書の提出方法	4
9	企画提案書について	4
10	審査	5
11	企画提案者が1者又はいない場合の取扱い	5
12	結果通知等	5
13	契約締結	6
14	情報公開及び提供に関する事	6
15	その他	6
16	事務局	7
	【別表】 審査項目	8

別添 提出書類様式

令和2年度 亀岡市こどものあそび環境整備業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和2年度 亀岡市こどものあそび環境整備業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

亀岡市こどものあそび環境整備業務

(2) 業務内容

本市の生涯学習施設である「ガレリアかめおか」を本市の子育て支援施策推進拠点と位置付ける中で、子育て世代が気軽に訪れることができ、子どもが安全に遊ぶことができる環境や、子育て中の親が様々な交流を持ちながら憩うことができる環境、その他必要となる環境整備を実施する。

詳細は、別紙「亀岡市こどものあそび環境整備業務（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 業務場所

ガレリアかめおか 屋上庭園（エイジレスセンター 2階屋外部）
（亀岡市余部町宝久保1-1）

(4) 業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(5) 見積限度額 42,850,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施形式 公募型プロポーザル形式で実施する。

4 日 程

日 程	項 目
令和2年11月 5日	募集要項の公表（公告、市HP掲載）
令和2年11月 9日	質問締切
令和2年11月10日	質問に対する回答
令和2年11月12日	参加申込書の提出期限
令和2年11月25日 ^(※)	プレゼンテーション審査

※プレゼンテーション審査日は予定であり、前後する可能性があります。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本業務と同種・同類の整備等の受託実績を3件以上有し、うち1件以上は、国や地方公共団体等と直接契約や協定等を締結し、大型遊具整備事業（平成26年度以降で契約金額が1,500万円以上に限る）を実施した実績を1件以上有する法人であること。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (7) 業務一括再委託をしない者
- (8) 参加者（同一グループの企業を含む。）が、一般財団法人日本公園施設業協会に加入しているなど、あそび環境整備を行うための技術や施工管理能力を備えた者であること。

6 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書（様式第1号）

- ・事業所概要（様式第3号）
- ・業務実績書（様式第4号）
- ・亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し
- ・あそび環境整備を行うための技術や施工管理能力を備えた者であることが確認できるもの（一般財団法人日本公園施設業協会加入者を除く。）
- ・誓約書（様式第9号）

(2) 提出部数 正本1部、副本1部

※「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類も合わせて提出してください。

(提出部数各1部)

- ①商業登記簿謄本（現在事項説明書、履歴事項全部証明書でも可）
- ②本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- ③役員一覧表（様式第10号）
- ④支店・営業所の場合、本社の委任状

(3) 提出方法

郵送または持参

(4) 提出場所

亀岡市こども未来部子育て支援課

郵便番号 621-0805

所在地 京都府亀岡市安町釜ヶ前8番地（亀岡市保健センター内）

電話番号 0771-25-5126

FAX番号 0771-25-5128

(5) 提出期間及び提出期限

令和2年11月9日（月）から11月12日（木）午後5時00分まで

※郵送による提出の場合は、提出期間内必着とする。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和2年11月5日（木）～11月9日（月）午後5時00分まで

(2) 受付方法

質問書（様式第5号）に記入の上、「16 事務局」まで電子メール又はFAXで提出するとともに、電話にて連絡すること。なお、電話または口頭による質問には応じない。

(3) 回答日・回答方法

令和2年11月10日（火）中に本市ホームページにおいて回答する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

8 企画提案書の提出方法

「6 参加申込の手続き」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

「9 企画提案書について」に記載のとおり

(2) 提出方法

持参

(3) 提出先

「16 事務局」に記載のとおり

(4) 受付期間

令和2年11月16日（月）～11月20日（金）

※受付は、午前9時00分～午後5時00分まで（正午～午後1時までを除く。）

9 企画提案書について

企画提案書は以下のとおりとする。

(1) 内容

①企画提案書表紙（様式第6号）

②企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）

③工程表（様式自由）

④参考見積書及び内訳書（様式自由。なお、金額は税込とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。）

⑤予定担当者調書（様式第7号）

(2) 提出部数

正本1部、副本10部

(3) 作成上の留意点

①文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。

②文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。

③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。

④企画提案書の下段中央部にページ番号を付すこと

⑤用紙は、A4片面を基本とし、A4を超えるものは折込でA4とすること。

⑥使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

- ⑦企画提案書表紙（様式第6号）について、正本には、会社名称、所在地、代表者名および代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- ⑧企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。

10 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、「亀岡市こどものあそび環境整備業務」委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 日時

令和2年11月25日（水）（予定）

※審査日は予定であり、前後する可能性があります。実施日及び時間は、個別に通知するので確認すること。

(2) 場所

亀岡市保健センター（予定）

(3) 出席者

出席者は3名以内とする。

(4) 所要時間

50分以内（準備5分、説明20分、質疑応答20分、片付け5分）

(5) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(6) 使用機器

プロジェクター、スクリーンは本市で用意する。

11 企画提案者が1者の場合の取扱い

参加者が1者の場合は、選定委員会において手続きを継続するのか又は参加資格等を見直して再公告するのかを協議し決定する。

12 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、価格点の項目で一番評価の高い者を候補者とする。なお、最高評価点を得た者が評価配点合計の4割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及び総合点通知するとともに、優先契約交渉事業者となった者については、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

1.3 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1.4 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成 12 年亀岡市条例第 32 号）に基づき公開する。

1.5 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第 8 号）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合。

- ②提出書類等に虚偽の記載があった場合。
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合。
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合。
- (1 1) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
 - (1 2) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
 - (1 3) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

1 6 事務局

〒621-0805

京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地（亀岡市保健センター内）

亀岡市こども未来部子育て支援課（こども政策係）

電話番号：0771-25-5126

FAX：0771-25-5128

電子メール：fukusi-soumu@city.kameoka.lg.jp

別表「審査項目」

区分	審査項目	評価内容	配点
全体の 評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5
		事業を効果的、効率的に実施するための提案であるか。	5
	企画内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	5
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分あるか。	5
あそび環境 整備の提案	整備内容の的確性	子どもが安全にあそぶことができる環境整備であるか。	5
	整備内容の実現性	施工上の支障が見られず、現実的な整備であるか。	5
	整備内容の獨創性	親子のふれあいや親同士の交流につながる工夫がなされた整備であるか。	5
循環型子育て 支援モデルの 提案	整備内容との整合性	屋上庭園整備と整合性が図れたモデルの構築・推進であるか	5
	目的達成の蓋然性	モデルの構築・推進により、目的を達成する蓋然性があるか。	5
	モデルの継続性	中・長期的に継続してモデルを推進することができる内容か。	5
		モデルの構築・推進上で著しいコスト負担が生じない提案か。	5
業務実施 体制	人員	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5
	工程	工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	5
小 計			6 5
客 観 的 評 価 項 目	業務実績	本業務と同種・同類の業務実績があるか。	5
	実施体制	亀岡市内に本店、支店、営業所があるか。 (市内本店5点、市内に支店・営業所3点、それ以外1点)	5
	価格点	価格点の満点 (15点) × $\frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{自社の提案価格}}$	1 5
	小計		2 5
合 計			9 0

【配点基準】

優れている	5点
やや優れている	4点
標準	3点
やや標準に満たない	2点
標準に満たない	1点